



三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.297 2025年10・11月号

CONTENTS

1. 三重県からのお知らせ

- ① 「三重県障がい者就職フェア2025」のご案内

2. 三重県労働委員会からのお知らせ

- ① あなたの地域にお届けします！ 三重県労働委員会の出前講座

3. 三重労働局からのお知らせ

- ① 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です
- ② 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。
- ③ 令和7年三重県内の最低賃金
- ④ 「最低賃金引上げの支援策」のご案内
- ⑤ 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて
- ⑥ 令和7年度（第76回）全国労働衛生週間メッセージ
- ⑦ 2026年1月より工作物石綿事前調査者による事前調査が必要です！

4. 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

- ① 三重産業保健総合支援センターからのお知らせ
- ② 11月14日開催「おとなの発達障がいセミナー」のご案内



令和7年度障がい者のための企業説明会事業

三重県障がい者 就職フェア 2025



北勢エリア

2025
9/30^火

13:00~15:30

四日市商工会議所
1F 会議所ホールⅠ・Ⅱ

四日市市諏訪町2-5

定員 企業 10社(先着順) 求職者 事前予約制(当日参加可)

中勢&伊賀エリア

2025
10/29^水

13:00~15:30

イオンモール津南
3F イオンホールA・B

津市高茶屋小森町145

定員 企業 10社(先着順) 求職者 事前予約制(当日参加可)

伊勢志摩エリア

2025
10/9^木

13:00~15:30

シンフォニアテクノロジー
響ホール伊勢 4F 大会議室

伊勢市岩渕1-13-15

定員 企業 10社(先着順) 求職者 事前予約制(当日参加可)

支援者同席で 面談出来るから安心

障がい者雇用のために開催する三重県主催の合同就職フェアです。障がい者をサポートしてきた支援者も面談に同席できます。企業と障がい者の橋渡しとなります。

来場者プレゼント

(支援者は除く)

1: 先着で**30名**に就職活動に役立つものを贈呈

2: **1名**のみ抽選で**5,000円**の商品券

令和7年度障がい者のための企業説明会事業 本事業は、三重県から受託し運営しています。

主催: 三重県雇用経済部 障がい者雇用・就労促進課 共催: 三重労働局・ハローワーク

運営: Man to Man Animo 株式会社

TEL: 052-678-3001

メールアドレス: miefair@animo-sys.net

就職フェアホームページ: <https://www.animo-sys.net/miefair2025/>



事前サポート

理解を深める内容が充実！何度も視聴できる！



企業向けオンラインセミナー

実施日:2025/9/10(水) 13:30~15:00 zoom

●障がいごとの特性・雇用した障がい者に
安心して働いていただくためのノウハウなど

講師:特別支援学校:山下 達也 さん
講師:株式会社グリーンズ:加藤 聡 さん



求職者＆支援者向けオンラインセミナー

実施日:2025/9/18(木) 13:30~15:00 zoom

- 求人票の見方
- 会社説明会での情報収集
- 履歴書・職務経歴書のポイント、
- 知っておきたい基本マナーなど

講師:臨床心理士:篠田 瑛子 さん

就職フェア 企業参加申し込み

※就職フェアホームページ又は、右記二次元コードからもお申込みいただけます。

FAX 052-678-2888

申込は
コチラ

出展希望企業用
右記QRコードから
お申込みください。
※「QRコード」は株式会社
デンソーウェーブの登録商標です



参加企業 記入欄		
(ふりがな) 法人名	参加会場	☐ 四日市 ☐ 津 ☐ 伊勢
担当者様	部署・役職	(ふりがな) お名前
住所 〒		
電話番号	FAX	
E-mail		
お困りのことや ご質問など		

※企業は先着順となります。

就職フェア 求職者参加申し込み

※求職者の方は就職フェアホームページ又は、右記二次元コードから
事前参加申し込みをしてください。就職フェアホームページ : <https://www.animo-sys.net/miefair2025/>申込は
コチラ

求職者用
右記QRコードから
お申込みください。
※「QRコード」は株式会社
デンソーウェーブの登録商標です



三重県労働委員会の 出前講座

あなたの地域にお届けします！



どうする？労使トラブル

～働きやすい職場づくりに向けて～

- 労使トラブルの事例紹介
- 労働委員会の役割って？
- 相談したいときはどうすれば？ など



▷ 労働委員会とは

労働委員会は、労使間のトラブルを公正・中立な立場で解決するために、法律によって各都道府県に設けられた行政機関です。

▷ 委員は三者構成です

- 公益委員（弁護士など）
 - 労働者委員（労働組合役員など）
 - 使用者委員（会社経営者など）
- が、それぞれの立場からトラブル解決のお手伝いをしています。

対象

県内の労働組合、会社、各種団体など

※おおむね10名以上の集まりにおうかがいします。

※営利・政治・宗教活動を目的とする集まりは対象外です。

費用

講師派遣・資料代は無料！

※会場は主催者でご用意ください。

時間

ご希望に応じて調整可能（5～20分、1時間程度など）

会議の一コマや研修の一環としてもご利用いただけます。

申込方法

開催希望日の3週間前までに、電話またはメールでお申し込みください。

お問い合わせ お申し込み先

三重県労働委員会事務局

- 電話：059-224-3033
- メール：roui@pref.mie.lg.jp
- 住所：三重県津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎 5F
- ホームページ：2次元コードからアクセス！▶

申し込みにあたりいただいた個人情報は、出前講座の実施に係る連絡に使用させていただくものであり、その他の用途に使用することはありません。



「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

労働保険は、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称で、事業主向け各種助成金制度や、仕事や通勤による傷病に係る療養や休業、失業の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。事業主は正社員、パート、アルバイトなどの、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら

従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。

労働保険とは

労災保険

労働者が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、また、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者やご遺族を保護するための給付等を行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や働き続けることが困難になった場合、また自ら教育訓練を受けた場合に、生活・雇用の安定と就職の促進を図るための給付等を行っています。

事業主のための助成金（就職が困難な者の雇い入れや、労働者のキャリアアップや年収の壁対策などに取り組む事業主に助成）を支給しています。

労働者とは

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると、様々なリスクがあります

遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主の方のための助成金が受け取れません。

お問い合わせ

三重労働局労働保険徴収室 TEL059-226-2100

又は、最寄りの

労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へ

労働保険に入っていれば…

POINT 1

会社も安心。

POINT 2

働く人も安心。

POINT 3

働く人の

家族も安心。

労働保険

はたらく安全、つなぐ安心。

労災保険

雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。
事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能！口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>

労働保険 特設サイト

または二次元コードから ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・（一社）全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

三重会場

過労死等防止対策推進シンポジウム

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなった方のご遺族等にもご登壇をいただきます。
過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

日時 2025.11.18(火)
13:30～15:30 (受付13:00～)

会場 津市アストプラザ 4F アストホール
(津市羽所町700番地 アスト津)

参加無料
事前申込

基調講演
『労働と健康
～18万件のメール相談から学ぶ～』

山本 晴義氏
独立行政法人労働省健康安全機構 横浜労災病院
勤務者メンタルヘルスセンター長

〇お申込み・特設ホームページはこちら 過労死等防止対策推進シンポジウム

主催：厚生労働省
後援：三重県
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民ひとり一人が自身にも関わることで過労死等とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を実現しましょう。

過労死等防止対策推進シンポジウムの御案内

開催日時	令和7年11月18日(火) 13時30分～15時30分
開催場所	津市アストプラザ 4F アストホール (津市羽所町700番地 アスト津)
内容	〇基調講演 山本 晴義氏 演題「労働と健康 ～18万件のメール相談から学ぶ～」 〇過労死ご遺族の声 高橋 幸美氏
参加料	無料
申込方法	申込みは「過労死等防止対策推進シンポジウム」で検索してください。 

三重労働局の取組内容

1 ベストプラクティス企業との意見交換

三重労働局長が長時間労働の削減など過重労働解消に向けて積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）及びその取引先（発注者）と意見交換を行います。

2 全国一斉の無料電話相談

令和7年11月1日（土）、「過重労働解消相談ダイヤル」（フリーダイヤル：0120-794-713）を開設するとともに11月1日～7日を「過重労働相談受付集中期間」とし相談に対応します。

3 取組要請、周知・啓発

長時間労働削減に向け、労働組合や使用者団体に対し、取組を要請するとともに、使用者団体には「しわ寄せ」防止の働きかけも行います。

また、リーフレットの作成、ホームページの活用等により、過労死等防止啓発の趣旨やキャンペーンの内容を広く周知・啓発します。

4 重点監督の実施

長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場など過重労働が懸念される事業場に対し、重点監督を実施します。

5 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

三重県内の最低賃金

三 重 労 働 局
労 働 基 準 監 督 署

三重県最低賃金

時 間 額 **1,087** 円

（令和7年11月21日発効）

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

また、派遣労働者については、派遣先の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

※1 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当 ② 時間外、休日及び深夜割増賃金 ③ 臨時に支払われる賃金 ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※2 最低賃金の減額特例

次に掲げる労働者については、使用者が三重労働局長の許可を受けた時は、減額された額により最低賃金の効力についての規定が適用されます。

① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 ② 試の使用期間中の者 ③ 認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの ④ 軽易な業務に従事する者 ⑤ 断続的労働に従事する者

※3 「三重県鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金」、「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金」の取り扱いについて

「三重県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、「三重県鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円 平成15年12月15日発効）」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（時間額843円、平成27年12月20日発効）」、「三重県ガラス・同製品製造業最低賃金（時間額923円、令和3年12月21日発効）」、「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（時間額1,033円、令和6年12月21日発効）」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（時間額1,031円、令和6年12月21日発効）」、「三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（時間額1,047円、令和6年12月21日発効）」が適用される労働者については、三重県最低賃金（時間額1,087円）の金額以上の賃金を支払わなければなりません。



最低賃金引上げの支援策



業務改善助成金

令和7年9月5日から制度が
拡充されました！（※）

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

活用のポイント

賃上げ＋設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- ・中小企業が利用できる
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- ・設備投資等は、交付決定を受けた後
- ・交付申請期間（三重県内の事業場：**令和7年11月20日**）

キャリアアップ助成金 （賃金規定等改定コース）

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5,000円

1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
1事業所あたりの上限は100人分

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

活用のポイント

賃上げ

- ・賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- ・中小企業と大企業が利用できる
- ・助成額は、1人当たり定額
- ・最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

最低賃金引上げに合わせて改定する場合、新最低賃金発効日の前日（11/20）までに取り組む必要があります。

NEWS 令和7年9月5日から制度が拡充されました！（※）

- ・対象事業場の範囲を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金額未満まで（三重県内の事業場：**1,086円まで**）」に拡充しました。
- ・最低賃金改定日の前日（三重県内の事業場：**令和7年11月20日**）までに賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要となりました。

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

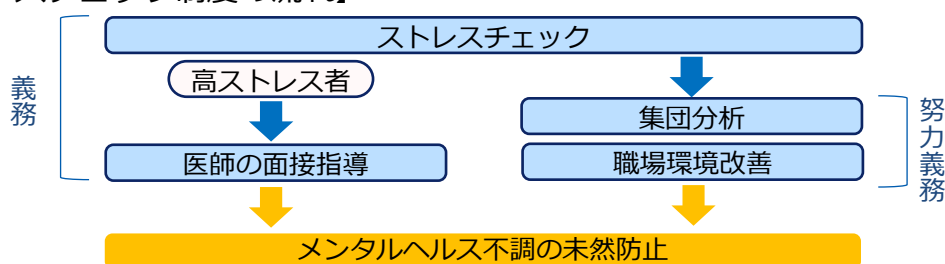
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

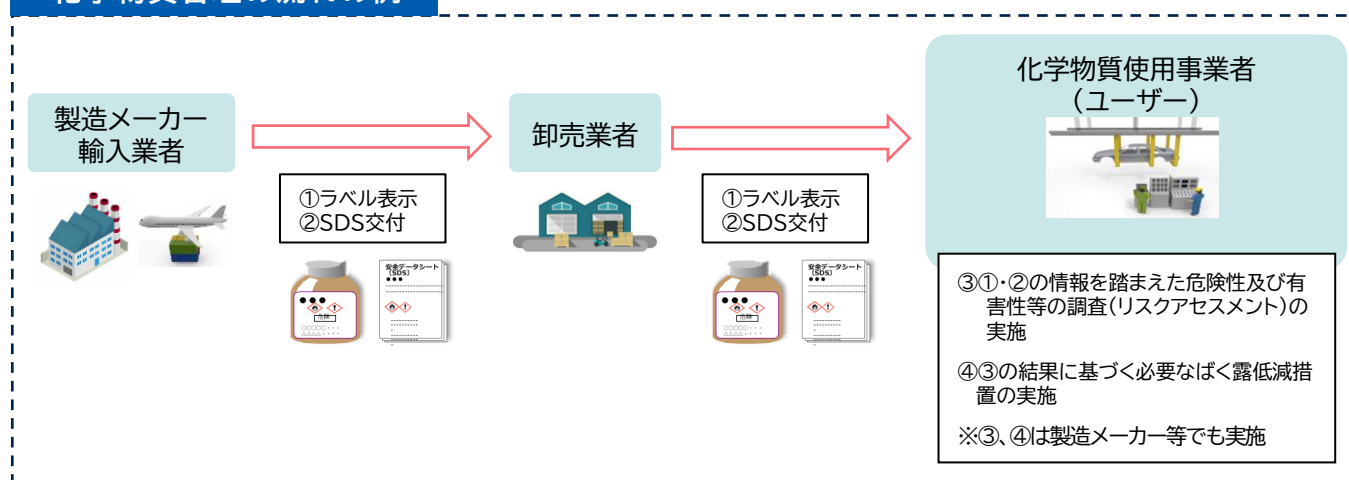


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3)個人ばく露測定の精度担保

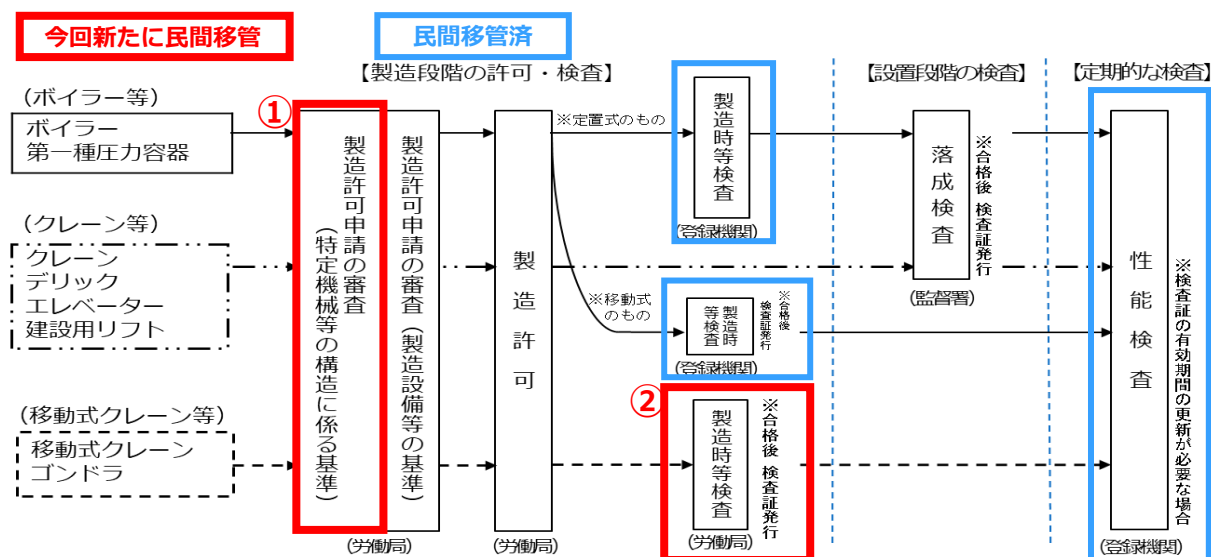
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



令和7年度（第76回）

全国労働衛生週間メッセージ

三重労働局長 石田 聡

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しています。

76回目を迎える本年度は、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして展開します。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況をみると、労働者の作業行動に起因する腰痛が職業性疾病の5割を超え、さらに、労働災害における死傷者数全体に占める60歳以上の高年齢労働者の割合は増加傾向にあります。

また、三重県内で働く労働者の年間総実労働時間は、中長期的には減少傾向にあるものの、長時間労働による健康障害の発生は後を絶たず、令和6年度の過重な仕事の原因で発症した脳・心臓疾患による労災認定件数は6件でした。

さらに、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、労働者数50人以上の事業場では9割を超えているものの、労働者50人未満の事業場では7割にとどまっています。また、業務上によるメンタルヘルス疾患による労災認定件数は増加傾向にあり、令和6年度は18件が労災認定されています。

このような状況を踏まえ、令和5年度からスタートした「三重労働局第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）」において労働衛生に関する取組重点を策定するとともに、死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動の標語として「**あせるないそぐな おこたるな**」を定めて労働災害防止対策を進めています。

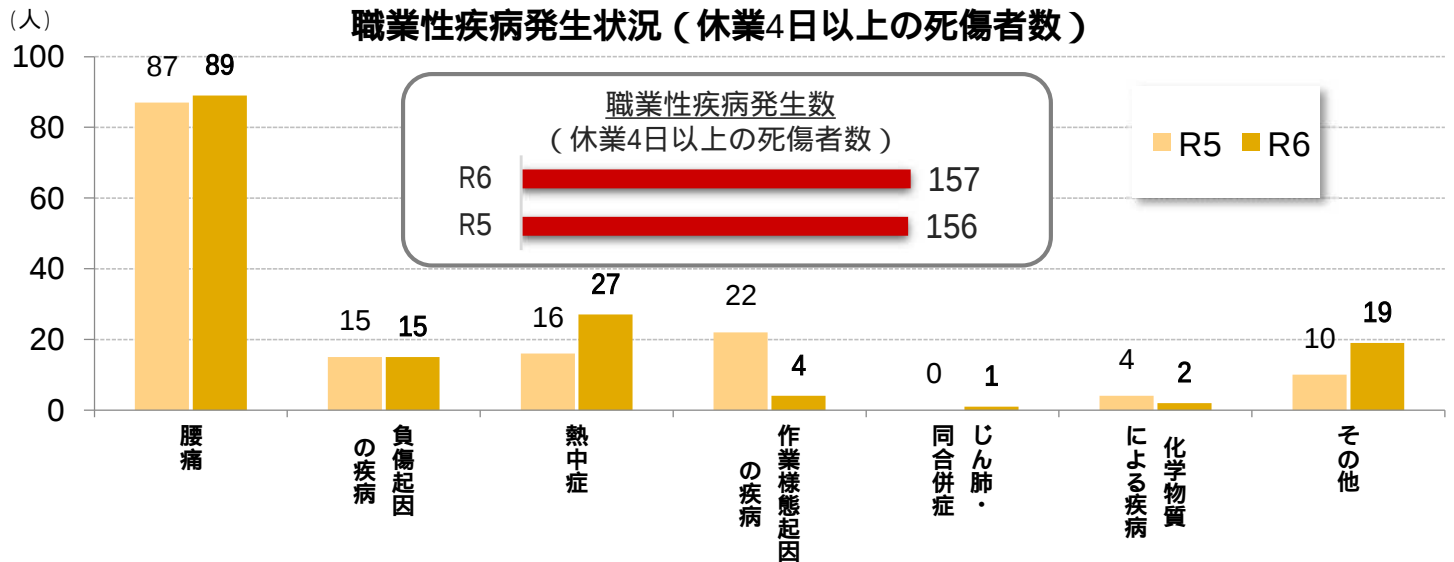
皆様方におかれましては、経営トップの強い決意のもと、労使協力により自主的な労働衛生活動を展開し、すべての働く人々が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場環境を構築していただくことを祈念いたします。



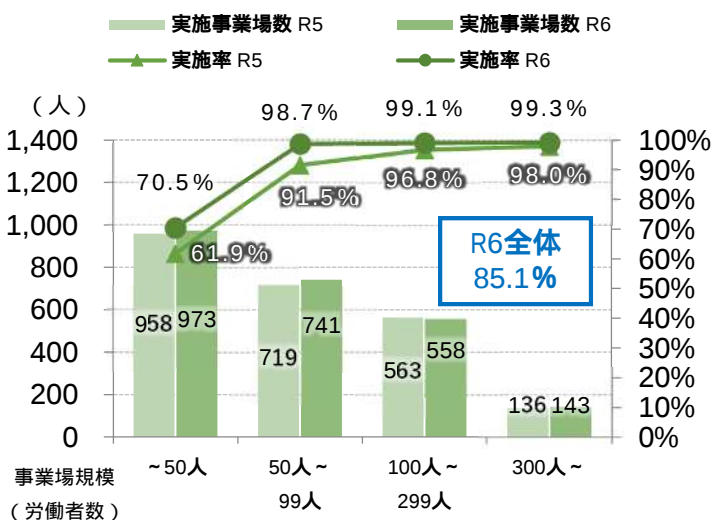
令和7年度（第76回）全国労働衛生週間
期 間 令和7年10月1日～10月7日
準備期間 令和7年9月1日～9月30日



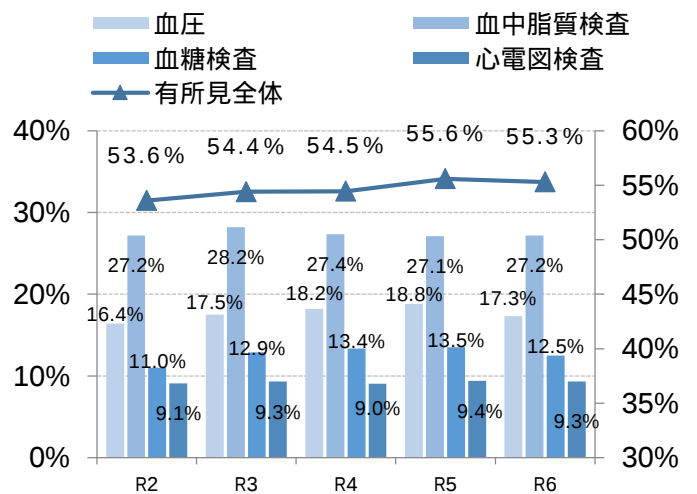
【三重県内における労働者の健康を取り巻く状況】



メンタルヘルス対策取組状況



定期健康診断結果（有所見率）



労働衛生に関するお知らせ

9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

労働安全衛生法に基づく健康診断の実施及び健康診断結果についての事後措置（医師の意見聴取及び意見に基づく就労上の措置）を必ず実施してください。

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正がされました。

- ・個人事業者等の安全衛生対策の推進
- ・職場のメンタルヘルス対策の推進
- ・化学物質による健康障害防止対策等の推進
- ・治療と仕事の両立支援の推進

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/index00001.html



一部の工作物の
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラー も
(簡易ボイラー含む)

送配電用ケーブル も

焼却設備 も

工業炉 も

発電設備 も
(非常用発電設備含む)

変圧器・キュービクル も

貯蔵設備 も

配管設備 も
(高圧配管・下水管含む)

反応槽 も
(オートクレーブ含む)
対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

義務化スタート!!

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査

綿石工作物 事前調査者 による事前調査が必要です!

調査者の資格を取得するためには、
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備 (太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備 (ケーブルを含む。) ⑨ 配管設備 (建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑩ 貯蔵設備 (穀物を貯蔵するための設備を除く。)	工作物石綿事前調査者のみ!!
	⑪ 煙突 (建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い (建築物であるものを除く。)	下記のいずれか ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者
特定工作物以外の工作物	上記 (①～⑰) 以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査 (事前調査) しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料はこちらです。必ずご確認ください。→
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



建築物 工作物 船舶 の解体・改修工事の着工前に
労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

- Point 1

石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！
- Point 2

石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等※であって、事前調査結果の報告が必要！
※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する
- Point 3

報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

事前調査対象の解体・改修工事
原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物※1	解体	解体部分の床面積の合計が 80 ㎡以上の工事
	改修	請負金額 100 万円以上の工事 (税込)
特定工作物※1	解体・改修	請負金額 100 万円以上の工事 (税込)
船舶 (鋼製のものに限る)※2	解体・改修	総トン数が 20 トン以上の工事

※1 建築物と工作物が混在する場合は建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額100万円以上 (税込) であれば報告対象
※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足りる。

事前調査結果の報告は
石綿事前調査結果報告システムから
実施していただけます



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告 検索

三重産業保健総合支援センターからのお知らせ

三重産業保健総合支援センターでは、企業における労働衛生対策・産業保健活動の推進を支援するため、以下のサービスを無料で提供しています。

企業で産業保健活動を推進することは、『ワークエンゲージメント』を高揚させ、労働者に『安心感』を与えることで、生産性の向上や離職率低下につながります。



★ 企業内産業保健活動に対する支援

《メンタルヘルス・ハラスメント対策に関する対応例》

- i メンタルヘルス対策の取り組み方に関する個別訪問支援
- ii メンタル不調者の対応支援や職場復帰支援プログラム作成支援
- iii 管理者向けラインケア、従業員向けセルフケア教育の実施（講師派遣）
- iv ハラスメント予防研修の実施（講師派遣）



《労働衛生対策に関する対応例》

- i 労働衛生工学担当相談員を派遣し、事業場内の化学物質管理や保護具選定に関する助言
- ii 管理者や作業員へのリスクアセスメントを含めた化学物質管理等に関する研修の実施（講師派遣）
- iii 転倒や腰痛予防を念頭に置いた職場環境チェック及び改善の提案並びに研修の実施（講師派遣）

《治療と仕事の両立支援対策に関する対応例》

- i 両立支援（制度設計や労働者（患者）への対応方法等）に関する相談への対応
- ii 両立支援制度導入を考える企業を訪問し、制度導入のサポート
- iii 国が定める両立支援ガイドラインの普及・啓発を目的としたセミナーや管理者向け教育の実施
- iv 企業と労働者（患者）の間における個別の調整支援

★ 地域産業保健センター（地産保）の運営

労働者50人未満の小規模事業場に対して、以下のサービスを無料で提供しています。

《地域産業保健センターの支援メニュー》

- i 健康診断結果についての医師からの意見聴取（労働安全衛生法第66条の4）
 - ii 高ストレス者や長時間労働者に対する医師の面接指導（労働安全衛生法第66条の8、10等）
 - iii 保健師による個別訪問
- ◆健康相談 ◆保健指導 ◆職場巡視及び職場環境改善支援 ◆治療と仕事の両立支援 等

《地域産業保健センターの所在地・担当地域・開設日等一覧》

センター名称 (開設日)	所在地	電話	担当地域
		FAX	
桑名 (火・水・木)	511-0811 桑名市東方尾弓田 3038 桑名市医師会健康福祉センター内	0594-25-3481	桑名市・いなべ市 桑名郡・員弁郡
		同上	
四日市 (火・水・木)	510-0087 四日市市西新地 14-20 四日市医師会館内	080-9370-2042	四日市市・三重郡
		059-352-8050	
鈴鹿亀山 (火・水・木)	513-0809 鈴鹿市西条 5-118-4 鈴鹿市医師会館内	059-384-0230	鈴鹿市・亀山市
		同上	
津 (月・水・金)	514-0002 津市島崎町 97-1 津地区医師会館内	059-227-5252	津市
		059-227-5263	
松阪 (火・木・金)	515-0076 松阪市白粉町 363 松阪地区医師会館内	0598-21-3308	松阪市・多気郡
		同上	
伊勢 (火・木・金)	515-0035 伊勢市勢田町 613-12 伊勢地区医師会館内	0596-26-1020	伊勢市・鳥羽市 志摩市・度会郡
		0596-23-6485	
伊賀 (月・火・水)	518-0823 伊賀市四十九町 1929-42 伊賀医師会館内	0595-24-3613	伊賀市・名張市
		0595-24-3409	
東紀州 (火・水・金)	519-4324 熊野市井戸町 750-1 熊野市社会福祉センター内	0597-89-6039	尾鷲市・熊野市 北牟婁郡・南牟婁郡
		同上	

★ 産業保健関係者に対する専門的研修

産業医、産業保健スタッフ（保健師、看護師、衛生管理者、人事労務担当者等）を対象として、産業保健に関する様々なテーマの研修を実施しています。

研修は、「産業医向け」、「産業保健スタッフ向け」に区分していますが、どの研修も職種に関係なく受講していただくことができます。

《10月・11月の主な研修予定》（○：産業医向け、●：産業保健スタッフ向け）

- 10月15日（水）13:30～15:30
「労働基準法のあらまし」
- 10月21日（火）14:30～16:30
「健康経営と産業医・産業保健スタッフの役割」
- 10月22日（水）14:00～16:00【オンライン】
「若年性認知症者の就労支援と使える制度」
- 10月23日（木）14:30～16:30
「働く人の多様化と労働法」
- 10月24日（金）14:00～16:00【オンライン】
「食事選びのポイントについて」
- 10月28日（火）13:30～15:30
「歯周病などの歯科疾患と生活習慣病の関連について」
- 11月4日（火）14:30～16:30
「石綿障害予防規則の改正と健康障害予防対策」
- 11月6日（木）14:30～16:30
「化学物質管理に関する知識(2)リスク低減措置」
- 11月12日（水）14:00～16:00
「職場でのメンタル相談の受け方」
- 11月19日（水）14:00～16:00【オンライン】
「従業員からの相談対応～人事総務と産業保健スタッフとの連携～」



- ◎ 申込は当センターHPからお願いいたします。
- ◎ 申込締切は、研修会当日の5日前です。

※ 上記以外にも様々な研修会を予定しています。詳細は、当センターHPをご確認ください。

《勤務間インターバル制度導入に係る研修動画を放映しています！》

勤務間インターバル制度は、勤務と勤務の間に、一定の休息時間を設けることで、労働者の生活時間や睡眠時間を確保しようとするものです。

当センターでは、企業における制度導入を促進するために、産業保健研修会前に、制度導入のメリットや仕組みづくりに関する研修動画を放映しています。

放映期間：令和8年3月31日までに実施する当センター主催の産業保健研修会

放映時間：13:30 開始の研修会の場合は、13:10～13:25

14:00 開始の研修会の場合は、13:40～13:55

14:30 開始の研修会の場合は、14:10～14:25



★ おとなの発達障がいセミナーを開催します！！（無料・オンライン）

発達障がいの特性の理解を深めていただき、その特性による職場での問題点を「事例性」としてとらえ、本人が働く上で感じる「困りごと」を含めた、職場での「困りごと」に焦点を当てたマネジメントを紹介します。

日時：令和7年11月14日（金）13:30～16:30

定員：50名（申込は、当センターHPからお願いいたします。）

内容：第一部

演題：メンタルヘルスと発達障害特性の理解について

講師：井上幸紀氏 大阪公立大学大学院医学研究科神経精神医学教授

第二部

演題：発達特性を有する労働者の職場での事例性に応じた対応と専門家との連携について

講師：永田昌子氏 産業医科大学医学部両立支援室長



独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター
〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目191-4 三重県医師会館内
E-mail: mie-jooohas@mies.johas.go.jp

おとなの 発達障がいセミナー

発達障がいの特性の理解を深めていただき、その特性による職場での問題点を「事例性」としてとらえ、本人が働く上で感じる「困りごと」を含めた、職場の「困りごと」に焦点を当てたマネジメントをご紹介します。

日時 11/14(金) 13:30～16:30

定員 50名 (先着順)

第1部 13:35～15:00

演題 「メンタルヘルスと
発達障がい特性の理解について」

講師

大阪産業保健総合支援センター産業保健相談員
大阪公立大学大学院医学研究科 神経精神医学 教授
井上 幸紀 先生

第2部 15:05～16:30

演題 「発達特性を有する労働者の職場での事例性
に応じた対応と専門家との連携について」

講師

福岡産業保健総合支援センター産業保健相談員
産業医科大学 医学部 両立支援室 室長
永田 昌子 先生

参加者には、事前にセミナー資料として「おとなの発達障がい
マネジメントハンドブック」を郵送致します(無料)

右記二次元コードまた
は、URLよりお申し込
みください。

[https://www.mies.johas.go.jp/kensyu/
categories/staff/](https://www.mies.johas.go.jp/kensyu/categories/staff/)



共催

独立行政法人労働者健康安全機構 北海道産業保健総合支援センター
独立行政法人労働者健康安全機構 秋田産業保健総合支援センター
独立行政法人労働者健康安全機構 宮城産業保健総合支援センター
独立行政法人労働者健康安全機構 愛知産業保健総合支援センター
独立行政法人労働者健康安全機構 岐阜産業保健総合支援センター
独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター
塩野義製薬株式会社 産官学連携部

個人情報

※個人情報の利用目的

共催者は、申込者からご提供いただいた情報を、

- ①本研修の実施に伴う連絡、資料の送付
- ②本研修に対するアンケートの実施
- ③本研修に関するご意見、お問い合わせ内容の確認・回答の範囲内において利用します。申込者の同意なく、情報の収集、目的外の利用を行うことはありません。

※個人情報の取扱い

共催者は、申込者からご提供いただいた個人情報につきましては、管理責任者を定め、紛失漏洩が発生しないように努めます。

問合せ先

独立行政法人労働者健康安全機構 三重産業保健総合支援センター
電話番号 059-213-0711 E-Mail mie-jooohas@mies.johas.go.jp

申込締切: 令和7年10月31日(金) ※申込が定員に達した場合は、〆切日前であっても受付を終了します。